

岩見沢市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則

平成30年3月27日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第79条第1項の規定による指定の申請は、指定居宅介護支援事業所指定申請書により行うものとする。

2 法第79条第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第82条第1項の規定による届出は、施行規則第133条第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による廃止又は休止に係る届出は、廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第4条 法第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、指定居宅介護支援事業所指定更新申請書により行うものとする。

(都道府県等への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による指定、指定の更新、届出の受理、法第84条第1項の規定による指定の取消し又は期間を定めたその指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代

表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 役員の氏名、生年月日及び住所

(9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第6条 法第85条の規定による公示は、施行規則第133条の2各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

2 市長は、施行日前においても、指定居宅介護支援事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。